

人事行政の運営等の状況の公表について

常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和5年度の常総市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 令和5年度採用者数の状況

区分	採用者数(人)		
	新規採用	再任用	合計
一般行政職等	21	5	26
教育職	1	0	1
技能労務職	0	0	0
合計	22	5	27

イ 令和5年度退職者数の状況

区分	退職者数(人)					
	定年	勸奨	再任用満了	普通	免職	合計
一般行政職等	0	3	2	9	0	14
教育職	0	0	0	2	0	2
技能労務職	0	0	1	0	0	1
合計	0	3	3	11	0	17

※1 一般行政職等には、教育職、技能労務職以外の全ての職を含みます。

※2 教育職とは、幼稚園教諭等をいいます。

※3 再任用及び再任用満了の欄は、常勤職員のみ的人数です。

(2) 任命権者別職員数の状況

任命権者	職員数(人)		
	R5.4.1	R6.4.1	増減
市長	438	440	2
市議会議長	6	6	0
教育委員会	66	70	4
代表監査委員	4	4	0
農業委員会	7	7	0
合計	521	527	6

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補の職務 定型的な業務を行う 主事又は技師の職務	53	10.1	主事	44	306	58.2	係員級
				保育士	4			
				主事補	5			
				計	53			
2級	高度の知識又は 経験を必要とする 業務を行う主事又は 技師の職務	83	15.8	主事	72			
				保育士	6			
				教諭	2			
				保健師	3			
計	83							
3級	主幹又は主任の 職務	170	32.3	主任	70			
				主幹	81			
				教諭	9			
				専門員	10			
計	170							
4級	係長又は主査の 職務	118	22.4	主査	112	118	22.4	係長級
				係長	2			
				主任教諭	4			
				計	118			
5級	課長補佐の職務	57	10.8	課長補佐	34	57	10.8	課長補佐級
				室長	10			
				事務局長補佐	2			
				保育所長	5			
				園長	2			
				館長	1			
				副館長	1			
				センター長	1			
				所長補佐	1			
計	57							
6級	副参事又は課長の 職務	35	6.7	課長	29	35	6.7	課長級
				所長	1			
				事務局長	2			
				館長	1			
				副参事	2			
計	35							
7級	参事又は部長の 職務	10	1.9	部長	5	10	1.9	部長級
				市長公室長	1			
				教育部長	1			
				議会事務局長	1			
				会計管理者	1			
				参事	1			
計	10							
	合計	526	100.0					

※1 上記人数は行政職給料表(一)の適用人数です。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

【評価の内容】

- ◎ 対象者 行政職及び技能労務職
- ◎ 評価期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ◎ 評価区分 業績評価・能力評価

【人事評価結果(令和5年度)】

区分	A(特に優秀)	B(優秀)	C(良好)	D(良好でない)	計
職員数(人)	0	81	389	0	470
構成比(%)	0	17.2	82.8	0.0	100

※人事評価の結果は、昇給号給及び勤勉手当に反映させています。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	310,000	41.4
技能労務職	313,300	52.3

(2) 初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円

(3) 主な職員手当の状況(令和6年4月1日現在)

期末・勤勉手当 (R6年度支給割合)		期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.225月分(0.6875月分)		1.025月分(0.4875月分)	
	12月期	1.225月分(0.6875月分)		1.025月分(0.4875月分)	
	計	2.45月分(1.375月分)		2.05月分(0.975月分)	
※()内は、再任用職員に係る支給割合					
管理職手当	部長	参事	課長	副参事	課長補佐
	80,000円	65,000円	60,000円	50,000円	45,000円
扶養手当	区分	配偶者	子	父母等	
	支給月額	6,500円	10,000円	6,500円	
	※扶養親族である子のうち満16歳から22歳の年度末までの子、1人につき5,000円の加算あり				
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給			
通勤手当	鉄道・バス使用者	1箇月あたり最高55,000円まで			
	自動車等使用者	通勤距離が2km以上で距離に応じ支給			
退職手当支給率		自己都合		勧奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分	
	最高限度額	47.709月分		47.709月分	
※職務の級等による加算措置あり					

(4) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額		給料の減額措置		期末手当 (R6年度支給割合)
			減額率	減額後の給料月額	
市長	給料	870,000円	10%	783,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 計 3.40月分
副市長		720,000円	—	—	
教育長		660,000円	—	—	
議長	報酬	460,000円	—	—	
副議長		425,000円	—	—	
議員		400,000円	—	—	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間	1日の勤務時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで	7時間45分

※施設等においては、上記の勤務時間と異なる場合があります。

(2) 休暇

休暇の種類	内容
年次休暇	1月1日を基準として、1年について20日間
療養休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	登録された職員団体の規約に定める期間の構成員として当該機関の業務に従事する場合、及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合

5 職員の休業の状況

育児休業とは、出産後そのこどもが3歳に達するまで、職員の請求により休業することができる制度です。

部分休業とは、出産後そのこどもが小学校就学前まで、職員の請求により1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務時間を短縮し、保育園の送迎などに利用できる制度です。

育児休業を利用した後、部分休業を利用することも可能です。

なお、休業期間(時間)は無給です。

令和5年度の育児休業などの利用状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	育児休業利用者	部分休業利用者
男	4	1
女	25	12

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(令和5年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	9	0	9
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	9	0	9

(2)懲戒処分者数(令和5年度)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

(1)職務に専念する義務の免除の状況(令和5年度)

事 由	件 数 (件)	備 考
講習会等に参加	17	普通救命講習, メンタルヘルスセミナー等
福利厚生事業への参加	1	職員健診等
講師等に従事	3	審判等
社会貢献活動に参加	30	献血等

(2)営利企業等の従事許可の状況(令和5年度)

事 由	件 数 (件)	備 考
消防団の職務に従事	10	
その他の業務に従事	14	

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月に施行された地方公務員法の改正により, 元職員による働きかけの禁止などを主な内容とする, 退職管理の適正の確保が求められることとなり, 常総市においても, 「職員の退職管理に関する条例」を制定し, 本市を退職して営利企業等に再就職した元職員は, 法と条例に基づく退職管理制度の適用を受けることとなりました。

9 職員の研修の状況

(1) 主な研修の状況(令和5年度)

研修名	人数	備 考
基本研修(新採職員研修, 階層別研修)	153	階層ごとの該当職員全員
専門研修(民法講座, 文書作成力講座等)	52	応募職員
庁内研修(人事評価研修, 法務基礎講座等)	457	全職員対象, 応募職員
派遣(県等への派遣職員)	4	応募・推薦職員

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 茨城県市町村職員共済組合

職員は, 地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。

共済組合は, 職員とその家族の病気及び出産に対する給付や年金の支給のほか, 福祉事業として, 生活習慣病検診の実施, 人間ドックへの助成, 外部委託による福利厚生事業, 住宅資金の貸付等の各種事業を実施しています。

※幼稚園教諭は, 公立学校共済組合の組合員となっています。

イ 常総市職員共済会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の円滑な運営を図るため, 職員の相互共済及び厚生に関する事業を行う共済団体を設置しています。

<概要>

会員数	504名 (令和6年3月31日現在)
会員の範囲	特別職 常総市職員 (再任用職員を除く)
会員の掛金率	給料月額×3/1000
会員掛金総額	5,586,728円 (令和5年度決算)
市補助金の有無	無

(2) 職員の福利(令和5年度)

事業	実施項目	人数
各種健康診断の実施	定期健康診断	316
	胃がん検診	0
	子宮がん検診	0
	乳がん検診	0
	大腸がん検診	111
	肺がん検診	4
	前立腺がん検診	32
	人間ドック	276

(3) 利益の保護の状況(令和5年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき, 公平委員会に対して行う勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する不服申立ての状況です。